（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「Ⅰ　接続損益の部　⑴営業収益　2　振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第３

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

［略］				
［略］				
うちルーティング伝送機能に係るもの				
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）				
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）				
公衆電話設備				
［略］				
特別第一種指定設備				
一般第一種指定設備				
第一種指定設備管理部門計				
公衆電話機械設備	［略］			
	［略］			
	［略］			

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「Ⅰ　接続損益の部　⑴営業収益　2　振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第３

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

［同左］				
［同左］				
うちルーティング伝送機能に係るもの				
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）				
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの				
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）				
公衆電話設備				
［同左］				
特別第一種指定設備				
一般第一種指定設備				
第一種指定設備管理部門計				
公衆電話機械設備	［同左］			
	［同左］			
	［同左］			